

審議事項(1)資料

第3次山梨県環境基本計画の 策定について

環境・エネルギー政策課

第3次山梨県環境基本計画の策定について

1 山梨県環境基本計画について

- 環境基本計画は、県環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策の目指すべき方向を明らかにする基本的な計画。
- 本年度、H25に策定した第2次計画が目標年次を迎えることに伴い、環境を巡る国内外の社会情勢の変化等を踏まえ、新たにR6年度を始期とする第3次計画を策定する必要がある。

(策定等経過)
 H16.3 「山梨県環境基本条例」施行
 H17.2 第1次環境基本計画策定
 (目標：H25年度)
 H25.3 第2次環境基本計画策定
 (目標：R5年度)
 R1.11 第2次環境基本計画の
 中間見直しを実施

(環境基本条例)

- 第八条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、山梨県環境保全審議会の意見を聴かなければならない。
 - 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

2 計画策定にあたって勘案すべき事項

(1) 社会情勢

- 第2次計画の策定、また中間見直し以降には、国内外において以下のような環境政策の転換・強化が求められている。
 - 菅前総理大臣による「2050年カーボンニュートラル宣言」(R2.10)
 - G7サミットでのG7各国による2030年までに自国の陸地と海の30%を保全する「30by30目標」の合意(R3.7)
 - COP15での新たな生物多様性の世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択(R4.12) など

(2) 国の環境基本計画

- H30.4.17に第五次計画が閣議決定され、現在、第六次計画の策定作業中。
 - R5.8-9 中間とりまとめ
 - R5.11-R6.2 素案とりまとめ
 - R6.4 第六次環境基本計画の閣議決定

(3) 第2次環境基本計画策定後の関連計画の策定状況

- 山梨県総合計画(R5策定中)・山梨県地球温暖化実行計画(R5.3改定)
- 第4次山梨県廃棄物総合計画(R3-7)
- 山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画(R2-6)
- 第13次鳥獣保護管理事業計画(R4-8) など

(4) 第2次環境基本計画の指標達成状況 (R3年度)

【S】 目標値を達成している項目	: 22 項目	(R2:22 項目)
【A】 基準値と比較し改善している項目	: 16 項目	(R2:16 項目)
【B】 指標が基準値と比較し横ばいだった項目	: 1 項目	(R2:1 項目)
【C】 指標が基準値と比較し改善していない項目	: 12 項目	(R2:13 項目)

※指標のうち「富士山チップ制トイレ協力度」について、R3は富士山が開山せずデータなし

3 第3次計画策定の方向性

(1) 基本目標・将来像

- 社会情勢や県政の大方針である総合計画等を踏まえ見直しを行い、新たな基本目標等を設定する。

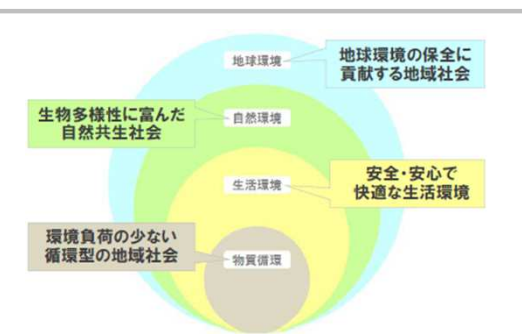
【第2次計画】

基本目標：

「県民の環(わ)で守り、創り、繋げる豊かな環境」

4つの目指すべき将来像：

- ①環境負荷の少ない循環型の地域社会
- ②生物多様性に富んだ自然共生社会
- ③安全安心で快適な生活環境
- ④地球環境の保全に貢献する地域社会



(2) 具体的な施策

- 環境基本条例に沿う形となっている基本的な枠組みは維持しながら、国計画や県の他計画等を踏まえ項目の見直しを行い、新たな施策体系を設定する。

【第2次計画】

第5章 環境の保全と創造のための施策

1. 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり
2. 安全・安心で快適な生活環境づくり
3. 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり
4. 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり
5. 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり
6. 環境の保全と創造のための基盤づくり

第6章 重点的に取り組む施策

1. 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全
2. 健全な森林・豊かな緑の保全
3. 持続可能な水循環社会づくり
4. 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり
5. 廃棄物等の発生抑制等の推進
6. 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進
7. クリーンエネルギーの導入促進等による地球温暖化対策の推進

(3) 環境指標

- 上記施策や現計画の指標達成状況等を踏まえ見直しを行う。

(4) その他

- 第2次計画において第5章第3節に位置付ける「山梨県生物多様性地域戦略」については、本年度、鳥獣部会とは別に検討会議を設置し策定を行う予定(内容は本計画に適宜反映)。

4 今後の計画策定スケジュール(案)

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第65回環境保全審議会 ・(審議事項)計画の策定について			環境指標達成状況 (R4年度末時点) 公表予定		第66回環境保全審議会 ・(審議事項)計画素案について	庁議 ・計画素案のパブリックコメント実施協議 ⇒パブリックコメント実施		第67回県環境保全審議会 ・(審議事項)計画案について 環境保全推進本部 ・パブリックコメント結果の公表、計画の決定

「第2次山梨県環境基本計画(中間見直し)」の概要について

1 計画策定の趣旨

- 平成16(2004)年4月、環境の保全及び創造に関する基本理念などを定めた「山梨県環境基本条例」を施行
- 県環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

2 計画期間

- 平成26(2014)年度から令和5(2023)年度までの10年間
- 国の第5次環境基本計画の策定(平成30(2018))などの情勢の変化を踏まえ、本計画を見直し

3 計画の基本目標

「県民の環(わ)で守り、創り、未来へ繋げる豊かな環境」
県民総参加による連携(環)により、本県の豊かな環境を保全(守り)、創造(創り)し、未来へ繋げていくことを目指す。

4 目指すべき将来像

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 環境負荷の少ない循環型の地域社会 | 3 安全・安心で快適な生活環境 |
| 2 生物多様性に富んだ自然共生社会 | 4 地球環境の保全に貢献する地域社会 |

5 見直しの背景

- **国内外の状況**
 - ・国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択(H27(2015))
 - ・環境省「第五次環境基本計画」の策定(H30(2018))
 - 「地球温暖化対策計画」の策定(H28(2016))、「気候変動適応法」の制定(H30(2018))
 - 「プラスチック資源循環戦略」の策定(R1(2019))
- **本県の状況**
 - ・家庭から排出するごみの量(1人1日当たり) 目標:550g(R2) 現状:599g(H28)
 - ・温室効果ガス総排出量 目標:5,815千t-CO2(R2) 現状:6,489千t-CO2(H26確定値)
 - ・レッドデータブックの改訂(H30)
 - ・やまなしエネルギービジョンの策定(H28)
- **今後、取り組むべき課題**
 - ・廃棄物の減量化と循環利用の推進
 - ・生物多様性に富んだ自然環境の保全
 - ・環境負荷が少なく災害にも強いエネルギー社会の構築
 - ・環境と経済の好循環による持続可能な社会の構築

6 見直しのポイント

- ① プラスチックごみや食品ロスの削減、災害廃棄物処理等、新たな課題に対応するための施策の充実
- ② 本県の豊かな自然環境を保全するための施策の充実(生物多様性地域戦略)
- ③ クリーンエネルギーの導入促進等による地球温暖化対策の充実
- ④ 自然環境の保全と地域資源の活用を両輪とした施策の効果的な実施
- ⑤ SDGs(持続可能な開発目標)の考え方を活用した施策の展開と多様な主体とのパートナーシップの強化

7 施策の体系と内容

<環境の保全と創造のための施策>

1 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり

- (1)生活様式等の転換の促進
新 プラスチックごみ削減対策の推進
- (2)資源の循環的な利用の促進
新 食品ロス削減の推進
- (3)廃棄物の適正処理の推進
新 災害時における適正・迅速な廃棄物処理の実施

2 安全・安心で快適な生活環境づくり

- (1)大気汚染の防止
- (2)水質の保全
- (3)化学物質による環境汚染の防止
- (4)騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止
- (5)放射性物質の監視
- (6)魅力ある景観づくり

3 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり

- (1)新 豊かな生物多様性を保全・再生する取組の推進
- (2)野生動植物の保護と適正な管理の推進
- (3)新 生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進
- (4)新 生物多様性の重要性への県民理解の増進と主体的な行動の促進

4 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり

- (1)地域温暖化の防止
新 気候変動対策の推進
- (2)クリーンエネルギーの導入促進
新 水素エネルギーの利用促進
- (3)オゾン層の保護対策の推進

5 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり

- (1)多様な環境教育・環境学習・エネルギー教育の推進
新 エネルギー教育の推進
- (2)人材の育成・活用
- (3)環境に関する活動の展開
- (4)協働取組の促進

6 環境の保全と創造のための基盤づくり

- (1)環境情報の総合的な収集・提供体制の確立
- (2)環境モニタリング・環境科学研究の推進
- (3)国際協力の推進
- (4)新 ICTの活用

8 計画の推進

<推進体制>

- ・「健やか・快適環境創造本部」を中心に全庁一体となって取組を推進
- ・県民、民間団体、事業者、市町村などあらゆる主体と連携・パートナーシップを強化するとともにSDGsの考え方を活用し効果的に施策を推進

<進行管理>

- ・PDCAサイクルにより進行管理を行うとともに、取組状況を毎年度公表

<重点的に取り組む施策>

重点1 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全

- (1)多様な自然環境の保全
- (2)優れた景観の保全
- (3)富士北麓の不法投棄対策の推進

重点2 健全な森林・豊かな緑の保全

- (1)森林の多面的機能の発揮の促進
新 県産材利用拡大の推進
新 災害に強い森づくりの推進
- (2)森林環境教育の推進
- (3)緑化の推進
- (4)ふれあいの機会の提供

重点3 持続可能な水循環社会づくり

- (1)健全な水循環の維持
- (2)水循環の保全
- (3)ふれあいの機会の提供
- (4)新 水を生かした地域づくり

重点4 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり

- (1)美しい景観の保全・整備の促進
- (2)環境の保全に資する農業の促進

重点5 廃棄物の発生抑制等の推進

- (1)発生抑制に関する役割や取組の明確化
- (2)不法投棄対策等の推進
新 プラスチックごみ削減対策の推進

重点6 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進

- (1)野生鳥獣の保護管理の推進
- (2)鳥獣害防止対策の強化

重点7 クリーンエネルギーの導入促進等による地球温暖化対策の推進

- (1)クリーンエネルギーの導入促進
新 水素エネルギーの利用促進
- (2)省エネルギー対策

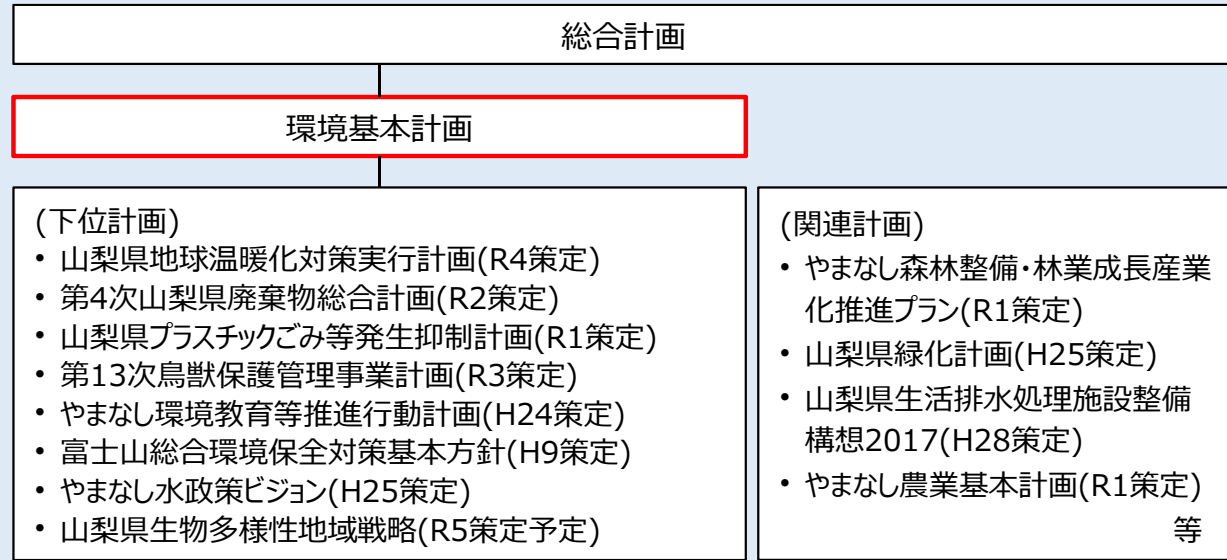
第3次山梨県環境基本計画策定の方向性（案）

—環境の保全と地域資源の活用との調和による持続可能な社会の形成に向けて—

1. 基本的な考え方

- 環境基本計画は、県政運営の基本指針である県総合計画を環境面から推進する基本的な計画であり、個別具体的な課題や取組については下位計画にあたる各計画、また関連分野の計画に記載されるもの。

⇒本計画では環境に関する各分野において推進すべき施策を大局的に、また簡潔に記載する。



2. 各項目の方向性について

【基本目標・将来像】

- 各環境施策は、総合計画(素案)では、『戦略3 開かれた「やまなし」へ集う道』、『政策3「上質な空間」づくり』に対応。
- また、総合計画では環境に関する将来像として、「環境に配慮した生活様式や事業活動が定着するとともに、豊かな自然環境の保全のための取り組みと、適正な活用がバランス良く進み、持続可能な社会づくりが一層進んでいます。」と記載。

⇒これら記載も踏まえ、基本目標・将来像を設定する。

【環境指標】

- 現計画には52の指標があるが、多くの指標が他計画で設定されたものであり、当該指標の進捗は各計画で管理していることから、本計画では改めて各計画の状況を踏まえ、基本目標・将来像への到達度を把握できる指標を設定する。

【具体的な施策】

(第5章 環境の保全と創造のための施策の展開)

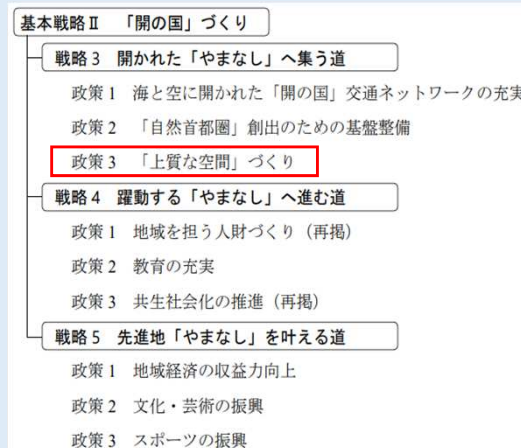
- 国の「環境白書」等を参考に、項目の順序変更、記載の簡素化を行う。

(第6章 重点的に取り組む施策)

- 条例第4節(21~24条)で規定されている4項目は、本県の自然的・地域的な特性を踏まえ重点的に取り組む施策として、第3次計画でも引き続き第6章に設定する。

- 富士山及びその周辺地域の環境の保全に関する施策、
- 森林の保全、
- 水環境の保全等、
- 環境の保全に資する農業の推進

- 一方、条例の規定は無いが、第2次計画で第6章に設定されている第5節～第7節については、今日の国際社会では地球温暖化対策・生物多様性保全・循環型社会形成として、当然に環境の保全と創造のため取り組んでいくべき課題であり、第3次計画では第5章関連部分へ記載を統合・整理しつつ、引き続き強力に施策を推進していく。



(項目変更イメージ)

○第2次計画

第5章 環境の保全と創造のための施策の展開	
第1節 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり	5-1
1. 生活様式等の転換の促進 2. 資源の循環的な利用の促進 3. 廃棄物の適正処理の推進	
第2節 安全・安心で快適な生活環境づくり	5-2
1. 大気汚染の防止 2. 水質の保全 3. 化学物質による環境汚染の防止 4. 騒音・震動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止 5. 放射性物質の監視 6. 魅力ある景観づくり	
第3節 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	5-3
1. 豊かな生物多様性を保全・再生する取組の推進 2. 野生動植物の保護と適正な管理の推進 3. 生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進 4. 生物多様性の重要性への県民理解の増進と主体的な行動の促進	
第4節 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	5-4
1. 地球温暖化の防止 2. クリーンエネルギーの導入促進 3. オゾン層の保護対策の推進	
第5節 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり	5-5
1. 多様な環境教育・環境学習・エネルギー教育の推進 2. 人材の育成・活用 3. 環境に関する活動の展開 4. 協働取組の促進	
第6節 環境の保全と創造のための基盤作り	5-6
1. 環境情報の総合的な収集・提供体制の確立 2. 環境モニタリング・環境科学研究の推進 3. 国際協力の推進 4. ICTの活用	
第6章 重点的に取り組む施策	
第1節 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全	6-1
1. 多様な環境の保全 2. 優れた環境の保全 3. 富士北麓の不法投棄対策の推進	
第2節 健全な森林・豊かな緑の保全	6-2
1. 森林の多面的機能の発揮の促進 2. 森林環境教育の推進 3. 緑化の推進 4. ふれあいの機会の提供	
第3節 持続可能な水循環社会づくり	6-3
1. 健全な水循環の維持 2. 水循環の保全 3. ふれあいの機会の提供 4. 水を生かした地域づくり	
第4節 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり	6-4
1. 美しい景観の保全・整備の促進 2. 環境の保全に資する農業の促進	
第5節 廃棄物等の発生抑制等の推進	6-5
1. 発生抑制に関する役割や取組の明確化 2. 不法投棄対策等の推進	
第6節 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進	6-6
1. 野生鳥獣の保護管理の推進 2. 鳥獣害防止対策の推進	
第7節 クリーンエネルギーの導入促進等による地球温暖化対策の推進	6-7
1. クリーンエネルギーの導入促進 2. 省エネルギー対策	

(記載修正イメージ)

○第2次計画

- (第5章第1節 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり)
- マイバッグ運動等によるレジ袋の削減など日々の生活の中で実践できるエコ活動県民や事業者が連携して取り組むことにより、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進します。
- 廃棄物の発生が少ない製品やリサイクル可能な製品など、環境への負荷の少ない製品を購入するグリーン購入や地産地消を推進するとともに、県民等への普及啓発を進めます。

- (第5章第4節 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり)
- 温室効果ガスを減らす「緩和策」に加え、温暖化による悪影響に備える「適応策」を「山梨県地球温暖化対策実行計画」において提示するとともに、本県の気候変動適応計画として位置付け、農業・林業分野や健康分野など幅広い取り組みを支援します。

○第3次計画

第5章 環境の保全と創造のための施策の展開	
第1節 地球環境の保全	5-4 6-7
1. 地球温暖化対策の推進 (再エネ導入拡大、省エネ推進、吸収源対策、行動変容促進等) 2. 気候変動への適応 3. オゾン層の保護対策(フロン類の適正管理等)	
第2節 生物多様性・自然環境の保全	5-3 6-6
1. 生物多様性の保全 2. 自然環境の保全 3. 自然とのふれあいの推進	※今後の山梨県生物多様性地域戦略の検討状況を適宜反映
第3節 循環型社会の形成	5-1 6-5
1. 3R+Renewableの推進 2. 廃棄物の適正処理の推進 3. 不法投棄の防止	
第4節 生活環境の保全	5-2
1. 大気汚染の防止 2. 水質の保全 3. 化学物質による環境汚染の防止 4. 騒音・震動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止 5. 放射性物質の監視 6. 魅力ある景観づくり	
第5節 基盤となる施策の推進	5-5 5-6
1. 環境教育・環境学習等の推進 2. 地域の各主体の環境活動・協働取組の促進 3. 環境情報の提供 4. 調査研究・国際協力の推進	
第6章 重点的に取り組む施策	
第1節 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全	6-1
1. 多様な環境の保全 2. 優れた景観の保全 3. 富士北麓の不法投棄対策の推進	
第2節 健全な森林・豊かな緑の保全	6-2
1. 森林の多面的機能の発揮の促進 2. 森林環境教育の推進 3. 緑化の推進 4. ふれあいの機会の提供	
第3節 持続可能な水循環社会づくり	6-3
1. 健全な水循環の維持 2. 水循環の保全 3. ふれあいの機会の提供 4. 水を生かした地域づくり	
第4節 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり	6-4
1. 美しい景観の保全・整備の促進 2. 環境の保全に資する農業の促進	

○第3次計画

- (第5章第3節 循環型社会の形成)
- ごみの削減や環境負荷の少ない製品の選択等、県民の環境にやさしいライフスタイルの定着を推進します。
- ※具体的な取組内容は「第4次山梨県廃棄物総合計画」に記載

- (第5章第1節 地球環境の保全)
- 気候変動適応対策として、農業・林業分野や健康分野など幅広い取り組みを実施します。
- ※具体的な取組内容は「山梨県地球温暖化対策実行計画」に記載

(参考) 第2次山梨県環境基本計画の構成と各章の見直しの方向性

第2次計画の構成	第3次計画の見直しの方向性
第1章 計画策定の考え方 第1節 計画策定の趣旨 第2節 計画の目的 第3節 計画の性格・他計画等との関係 第4節 計画の対象 第5節 計画の期間 第6節 計画の構成 第2章 環境に関する状況 第1節 環境を取り巻く状況 第2節 本県の基本特性 第3節 本県の環境の現状 第4節 これまでの成果・今後の課題	社会情勢等を踏まえ、 記載事項の検討・修正
第3章 計画の基本目標・目指すべき将来像 第1節 計画の基本目標 第2節 4つの目指すべき将来像 第3節 施策展開の考え方	県総合計画等を踏まえ、 基本目標等を再設定
第4章 県民・民間団体・事業者・市町村・県の役割 第1節 県民の役割 第2節 民間団体の役割 第3節 事業者の役割 第4節 市町村の役割 第5節 県の役割	社会情勢等を踏まえ、 記載事項の検討・修正
第5章 環境の保全と創造のための施策の展開 第1節 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり 第2節 安全・安心で快適な生活環境づくり 第3節 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり 第4節 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり 第5節 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり 第6節 環境の保全と創造のための基盤づくり 第6章 重点的に取り組む施策 第1節 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全 第2節 健全な森林・豊かな緑の保全 第3節 持続可能な水循環社会づくり 第4節 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり 第5節 廃棄物等の発生抑制等の推進 第6節 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進 第7節 クリーンエネルギーの導入促進等による地球温暖化対策の推進	国計画や県の総合計 画・他計画を踏まえ、施 策体系を再設定+指標 の見直し
第7章 計画の推進 第1節 推進体制 第2節 計画の進行管理	適宜記載事項の検討・ 修正

(参考) 県総合計画（素案）における環境関連記載

政策3「上質な空間」づくり

【政策の基本的な考え方】

現代社会は、物質的な豊かさと生活の利便性をもたらした一方で、地球温暖化など様々な問題を引き起こしており、近年では、マイクロプラスチックによる海洋汚染など新たな課題も生じています。

省エネルギーや脱炭素による地球温暖化対策、限りある資源の循環的な利用を基調とする持続可能な社会の構築、生活環境を保全する取り組みなどにより、こうした課題に適切に対応することが必要です。

このため、県民や市町村、企業・団体等と連携しながら、恵み豊かな自然環境等の保全を図るとともに、本県の強みである良質な水や豊かな森林等の地域資源を活用し、環境・経済・社会の好循環が実現する持続可能な社会づくりを進めます。また、クリーンエネルギーの活用や、自立・分散型エネルギーシステムの導入促進、県民総参加による地球温暖化対策、廃棄物対策を推進します。

【パートナーシップ】

【期待される政策効果】

地球温暖化対策としてクリーンエネルギーの導入拡大や環境に配慮した行動が浸透するとともに、自然環境の保全と地域資源の活用の調和が図られ、持続可能な社会への転換が進んでいます。